

放課後児童クラブ運営業務委託（稲羽・川島地区）公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、放課後児童クラブの安定的な運営と質の向上を図るため、本業務を適切に遂行する能力及び技術力を有し、本業務の目的及び内容等が最も適した事業者を選定することを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 放課後児童クラブ運営業務委託（稲羽・川島地区）
- (2) 業務内容 「放課後児童クラブ運営業務委託（稲羽・川島地区）仕様書」による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 委託料上限額 142, 148千円
(令和8年度 45, 793千円 令和9年度 47, 363千円
令和10年度 48, 992千円)

※本業務委託は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

3. 参加資格

応募者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 各務原市競争入札参加資格を有していること。
- (8) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (9) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (10) 公告日の前日までに児童福祉施設、社会福祉施設、教育事業、子育て支援事業のいずれかの運営実績があり、業務を確実かつ円滑に遂行できる知識、経験が豊富な人材を有する者であること。なお、契約実績については、指定管理を含むものとする。
- (11) 法人として児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の法律違反の経歴がないこと。（行政機関による定期監査等で指摘を受けた軽微なもの又は既に改善されている場合を除く）

- (12) 放課後児童クラブ運営業務等従事者に対し、放課後児童クラブ運営に関する教育が徹底されていること。

4. 失格要件

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出資料が提出期限を過ぎて提出された場合
- (3) 提出資料が本実施要領の提出方法に適合しない場合
- (4) 提出資料が本実施要領に示された条件に適合しない場合
- (5) 提出資料の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき
- (6) 虚偽の内容が記入されている場合
- (7) 評価委員や関係職員に接触があった場合
- (8) 委託料上限額を超える見積金額で提案された場合
- (9) 参加表明者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- (10) その他本実施要領に違反するなど評価委員会が不適格と認めた場合

5. 手続等

(1) 事務局

岐阜県各務原市教育委員会事務局教育総務課教育総務係
〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
電話：058-383-1117（直通）
ファクシミリ：058-389-0218
各務原市公式ウェブサイト：<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/>
電子メール：kysomu@city.kakamigahara.gifu.jp

(2) 日程

項目	日程
募集開始（実施要領の公表）	令和7年10月28日（火）
現場確認参加申込書（様式1）の提出期限	令和7年10月30日（木）15時
現場確認	令和7年11月5日（水）
質問書（様式2）の提出期限	令和7年11月11日（火）
質問書に対する回答	令和7年11月14日（金）
参加表明書（様式3）・企画提案書の提出期限	令和7年11月21日（金）
プレゼンテーション・ヒアリング及び審査	令和7年11月28日（金）
結果発表	令和7年12月中旬

(3) 関係資料の配布・閲覧

① 配布場所及び配布方法

ア 事務局で配布

※各務原市の休日を定める条例（平成3年各務原市条例第6号）に規定する休日を除く（以下、「市役所開庁日」という。）、午前9時から午後5時までとする。

イ 各務原市公式ウェブサイトからの閲覧

各務原市公式ウェブサイト（<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/>）に資料の電子データを掲載する。

② 募集開始日

令和7年10月28日（火）

- ③ 現場確認参加申込書の提出
現場確認をしたい事業者は、現場確認参加申込書（様式１）により電子メールにて事務局へ送付すること。なお、参加人数は１事業者２名までとする。
- ④ 現場確認参加申込書の受付期間
令和７年１０月３０日（木）１５時まで
※受付期間は、市役所開庁日の午前９時から午後５時まで
- ⑤ 質問書の提出
質問は、質問書（様式２）により電子メールにて事務局へ送付すること。
なお、電子メール以外では質問の受付はしない。
- ⑥ 質問書の受付期間
令和７年１１月１１日（火）まで
※受付期間は、市役所開庁日の午前９時から午後５時まで
- ⑦ 質問に対する回答
質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和７年１１月１４日（金）に各務原市公式ウェブサイトにおいて公表する。
なお、質問回答書は本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱うものとする。

6. 参加表明書・企画提案書の提出手続き

（１）提出期限

令和７年１１月２１日（金）まで

※受付時間は、市役所開庁日の午前９時から午後５時まで

（２）提出場所

教育委員会事務局教育総務課

（３）提出方法

- ① 直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便等配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。
- ② 事務局による提出書類の受領確認後、参加表明書等受領書を交付する。
- ③ 提出書類及び提出部数

提出書類	部数
参加表明書（様式３）	原本 １部
会社概要（様式４）	原本 １部 （クリップ留め） 写し １０部 （クリップ留め）
保育関連事業受注実績（様式５）	
見積書（様式６）	
期間提案書（任意様式）	
法人登記簿謄本（６ヵ月以内発行）	
印鑑証明書	
定款または寄附行為	
業務実施体制（通常時・土曜日運営時、長期休業期間運営時）	
統括責任者および業務責任者経歴書	
納税証明書（直近２年分）	
決算報告書（直近２年分）	
その他様式に定められたパンフレット等の資料	

(4) 提出書類の記入上の留意事項

- ① 上記の提出書類を期限までに提出すること。なお、提出書類の作成に要した費用及び報酬は提案事業者の負担とする。
- ② 参加表明書（様式3）に代表者印を押印の上、提出すること。
- ③ 企画提案書は一社一提案とする。任意様式にて用紙はA4版、片面15枚以内とし、下記内容を必ず記載すること。また、各ページにページ番号を付し、写しについては社名およびロゴの部分に黒塗り等でマスキングを行うこと。
 - 放課後児童クラブの運営管理及び創意工夫に関する提案
 - 特別な支援を必要とする児童や外国籍児童への対応に関する提案
 - 支援員等の確保体制に関する提案
 - 業務責任者および従事者配置体制に関する提案
 - 従事者に対する巡回指導及び研修計画に関する提案
 - 事故・災害発生時等の緊急時における対応に関する提案
 なお、マニュアル等の添付資料がある場合は合わせて提出すること。
- ④ 見積書（様式6）
 - 見積額を記載欄に記入すること。また、添付書類として年度毎の積算内訳書を指定の経費別に記入すること。
 - おやつを選定にあたっては、特定原材料の表記について留意し、児童1人につき1日70円を目安とすること。
- ⑤ 登録児童数
 令和7年度の放課後児童クラブ（学童保育）登録児童数及び令和8～10年度までの登録児童予測数は次のとおりであるので、提案書作成の参考とすること。
 （土曜日運営箇所：川島小学校放課後児童クラブ）

ア 稲羽・川島地区登録児童数

名 称	4月7日時点 (令和7年度)		8月1日時点 (令和7年度)		4月1日時点 土曜日 (令和7年度)	
	部屋数	登録児童数	部屋数	登録児童数	部屋数	登録児童数
稲羽西小学校放課後児童クラブ	1	37人	2	61人	—	—
稲羽東小学校放課後児童クラブ	1	27人	2	41人	—	—
川島小学校放課後児童クラブ	2	57人	2	90人	1	13人
合計	4	121人	6	192人	1	13人

イ 今後の稲羽・川島地区 登録児童予測数

年 度	4月7日時点	8月1日時点	土曜日
	登録児童数	登録児童数	登録児童数
令和8年度	123人	201人	17人
令和9年度	120人	205人	20人
令和10年度	119人	206人	23人

7. 評価委員会

参加表明書類及び企画提案書類の評価は、市職員及び学識経験者で構成された評価委員会において、本市の定める評価項目により実施する。

8. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

参加表明書等の必要書類の提出後、企画提案に係るプレゼンテーション及び評価委員会のヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、採点を行わない。

- (1) 実施日時：令和7年11月28日（金）
- (2) 場所：各務原市産業文化センター会議室（各務原市那加桜町2丁目186番地）
- (3) 提案：1 提案者につきプレゼンテーション20分以内、ヒアリング審査（質疑応答）10分程度
- (4) 留意事項
 - ① プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書等を用いて行うこととし、差替え、追加資料は認めない。
 - ② 出席者は1 提案者5人以内とする。
 - ③ プレゼンテーションでは、プロジェクターを使用し、企画提案書をスクリーンに投影して説明することができることとする。ただし、市で用意する機材は、プロジェクター、スクリーン、接続用ケーブルとし、パソコンは用意しない。プロジェクターの使用を希望する場合は、事前に機種等について事務局に確認し、提案者においてパソコンを持参すること。
 - ④ プレゼンテーション及びヒアリング審査の内容は、市が IC レコーダー等で記録するものとする。ただし、記録内容については非公開とする。
 - ⑤ プレゼンテーション中は社名を伏せ、スクリーンに投影して説明する場合においても、資料中の社名及びロゴが隠れるよう黒塗り等でマスキングを行うこと。
 - ⑥ ヒアリング終了後の回答内容の変更は不可とする。
 - ⑦ 開始時間等の詳細は、各提案者に別途通知する。なお、提案の順番については、企画提案書の受付順とする。

9. 企画提案の審査等について

- (1) 評価委員会において、提出された企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングを総合的に評価し、評価委員の評価点の合計点が最も高い者を選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。
- (2) 企画提案における評価項目、評価基準の概要、配点は「別表 放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル評価基準表」の通りとする。
- (3) 最低基準点
評価委員の評価点の合計が、500点満点の50%（250点）を最低基準点とし、これを満たさない提案者は選外とする。
- (4) 審査結果の通知
全ての提案者に対して、文書で通知する。

10. 契約関係

(1) 契約の締結

- ①各務原市は、最高得点者を契約の最優先候補者とし、契約交渉を行うものとする。
ただし、最高得点者が選考後、参加資格要件を満たさないと認められた場合及び契約交渉が不調の場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行うものとする。
- ②契約締結については、最優先候補者の提案書等を基に協議を行い、必要な範囲内において、変更、追加及び削除を行ったうえで、本契約の仕様に反映させることが出来るものとする。
- ③指名審査委員会の審議を経た後、手続きに入る。指名審査委員会の審議の結果、契約を締結しないことがあるため、最優先候補者は、本プロポーザルの選定をもって当然に契約を締結しうる権利を有するものではない。

(2) 契約の変更

部屋数又は利用児童数等の変動により経費に変動がある場合または物価の急激な変動等不可避な社会情勢の変動が生じた場合は、双方の協議により変更契約できるものとする。

1 1. 開設準備期間

契約締結の日から令和8年3月31日までの間を開設準備期間とし、仕様書に掲げる支援員等の確保、指揮命令系統の確立、事業を引き継ぐための研修などを行うものとする。なお、開設の準備に要する費用は、最優先候補者の負担とする。

1 2. その他

- (1) 本件公募型プロポーザルの参加に係る費用は全て提案者の負担とし、参加報償費等は支払わない。
- (2) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは、原則として認めない。
- (3) 提出された書類は、評価に必要な範囲において複製することができる。また、市が必要と認めた場合、書類の追加提出を求めることがある。
- (4) 仕様書は、プロポーザルにあたり本業務に対する市の考えをまとめたものであり、市と受託者が協議の上、企画提案時に示した見積金額を上限として、内容を確認、変更できるものとする。
- (5) 提出された書類は、各務原市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開する。ただし、同条例第6条第1項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号に規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び、該当箇所を明記すること。ただし、開示非開示の判断は、市が同条例に基づき企画提案書を参考に客観的に判断する。
- (6) 提案採用者とならなかった者の提出書類一式は原則として返却する。
- (7) 本プロポーザルの提案者が1者であっても審査を行う。
- (8) 感染症の拡大など、やむを得ない理由等により、市がプロポーザルを実施できないと判断した場合は、本プロポーザルを延期または中止することがある。
- (9) メール等の通信事故について、市は一切責任を負わない。